

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十六日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会公告式規則（昭和三十一年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（目的）」を付す。

第二条に見出しとして「（規則の公布等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

徳島県教育委員会の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前置、年月日及び教育長名を記入しなければならない。

第二条第二項中「規則の公布」を「前項の規則その他の規程の公布及び公表」に改め、「公布する」を「公布し、又は公表する」に改め、「その他」を「の掲示場及び公衆の」に改める。

第三条に見出しとして「（規則その他の規程の施行期日）」を付し、「規則は、当該規則」を「徳島県教育委員会の定める規則その他の規程は、当該規則その他の規程」に改め、「公布」の下に「又は公表」を加える。

第四条を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。